

平成27年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	青年等就農資金利子補給金			担当部局庁	復興庁		作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了年度未定	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 小瀬 達之	
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	農業経営基盤強化促進法 第14条の6第1項及び14条の9第1項			関係する計画、通知等	農業経営基盤強化促進法施行令第4条 青年等就農資金基本要綱			
主要政策・施策				主要経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等が行う復旧・復興のための取組を支援するため、青年等就農資金について無利子で日本政策金融公庫が貸し付けるための利子補給金を交付することにより、被災農業者等が必要とする資金の融通を円滑にする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	日本政策金融公庫が東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、農業経営の開始に不可欠な機械・施設の購入等を行う際に無利子で貸し付ける青年等就農資金について、利子補給金を交付。なお、震災後5年目となる平成27年度をもって新規貸付は終了する。 補助率等：定額							
実施方法	補助							
予算額・執行額 (単位：百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	0.9	3	1	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	0	0	0.9	3	1	
	執行額		-	-	0	-	-	
執行率 (%)		-	-	0%	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度
	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等が行う農業関連の復興投資について、数値目標を設定するのは適切ではないため。							本事業による農業関連の復興投資 26年度実績：0
	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等から本資金の融資申請があった場合、年度内に青年等への融資実行を完了する。	年度内の資金の融資実行の完了割合	実績	%	-	-	-	-
			目標値	%	-	-	100	100
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	融資残高	活動実績		億円	-	-	-	-
		当初見込み		億円	-	-	-	1
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	融資平均残高100万円当たりの利子補給金 [利子補給金実績額÷融資平均残高×100万円] ※融資平均残高は、日単位の融資残高を累計し年間日数で割って求めたもの			単位当たりコスト	円	-	-	-
			計算式	/	-	-	-	-
平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	青年等就農資金利子補給金	3	1	平成28年度要求額は、平成27年度の貸付に係る後年度負担分のみとなるため減額となった。				
	計	3	1					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、復興に取り組むために必要な金融支援を行うことは、国民や社会のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	農業経営基盤強化促進法において、(株)日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)が青年等就農資金の貸し付けを行い、政府が利子補給を行うこととされている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、復興に取り組むために必要な金融支援を行うことは、国が行う事業として優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	農業経営基盤強化促進法において、日本公庫が青年等就農資金の貸し付けを行うこととされている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	農業経営基盤強化促進法において、日本公庫が認定新規就農者に対し青年等就農資金を貸し付け、国は日本公庫に直接利子補給を行うこととされている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	実行金利の推移に左右されるため、その水準の妥当性は評価になじまない。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	中間段階での支出はない。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	農業経営基盤強化促進法において、日本公庫が青年等就農資金の貸し付けを行った際に直接利子補給を行うものである。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	26年度は、本資金の活用実績はなかった。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	26年度は、本資金の活用実績はなかった。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	26年度は、本資金の活用実績はなかった。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業は、一般会計の青年等就農資金と事業内容は共通するが、被災地で既に農業経営を開始していた被災農業者を対象に償還期間を延長することで、より効果的に実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	26年度は、本資金の活用実績はなかった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	26年度は、本資金の活用実績はなかった。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、一般会計の青年等就農資金と事業内容は共通するが、被災地で既に農業経営を開始していた被災農業者を対象に償還期間を延長することで、より効果的に実施している。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	農林水産省経営局就農・女性課	0096	青年等就農資金		
点検・改善結果	点検結果	東日本大震災で被災した新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、復興に取り組むために必要な金融支援を行うことは、国の予算で行う必要があるものである。			
	改善の方向性	本資金は、東日本大震災の発生時に既に農業経営を開始しており、農業経営開始から5年以内の青年等を対象としているため、震災後5年目となる平成27年度をもって新規貸付は終了する。			
外部有識者の所見					
昨年度の実績を検証し、その結果を踏まえ、適切な普及啓発を行う等、本事業の活用に努めること。					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	被災農業者等が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的とした復興に資する必要性の高い事業である。しかし、平成26年度の執行率が低いことを踏まえ、予算要求に当たっては事業規模の精査を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	-	平成26年度	新26-011		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
0百万円



農林水産省
0百万円



A. 株式会社日本政策金融公庫
0百万円

〔 青年等就農資金を無利子で貸付けた際の利子補給金を交付。 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					